

各委員意見の整理

(地域づくりと地域福祉)

- 就労・労働が福祉とつながることは大きな意味がある。(櫛部委員)
- 生活困窮者で重視しているのは支援付き就労である。自立だけでなく、そこに地域との接点があるからである。デイサービスに通うよりも、週1回2時間のバイトが楽しいという実態だってある。入口と出口、双方に参加とつながりがなければ相談にもつながらない。出口については、そのひとつの柱が支援付き就労だと考えている。(櫛部委員)
- 個別支援と地域づくりのどちらかの問題ではなく、一人ひとりのオーダーメイドの暮らしを地域のなかで作っていけることがゴールと考えている。地域づくりは漠然としたものではなく、「事例に始まって、事例に終わる」とよく言うが、一人の生活に還元していくようなものであってほしいと思う。(中委員)
- 地域づくりを広く展開することを考えると、地域の強みをどう共有していくかというところがないと、福祉以外の人たちとの共通言語を作っていけない。課題解決だけをするのではなく、地域づくりと言うところで他分野と協働できるかという仕組みを作っていかなければいけない、という議論があった。(原田座長)
- コミュニティの基盤をしっかりとしないと本当の解決にはならないという視点は大切だが、一方で、福祉の現場からすると個別のAさん・Bさんをどうするかも重要な課題である。個別支援と地域づくりをどうみていくべきか。別々の課題なのか、一体的な課題なのか。その整理をしていくことが大切な議論になると思う。(原田座長)
- 地域の持続可能性がどこの地域でも危ぶまれている現在、地域循環のデザインとセットで提案していくことが重要。様々な仕事が自治会や民生委員に「押しつけられている」印象がある。(福本委員)
- どのような機能が必要かを考えるに当たっては、経営的・事業的に解決する視点が重要。既存のプレイヤーを否定するものではないが、コミュニティビジネスや社会的企業のような、新たなプレイヤーを取り込む仕組み作りをすべき。(福本委員)
- 無償のボランティアやひもづけ補助金だけではなく、S I Bのような発想が必要。住民主体でインクルーシブに課題を解決しなければならない。(福本委員)
- 人口分析を行い、処方箋を出すという取組を行ってきた。最も重要なのは、市町村だけでなく地区ごとまで見ることであり、地区ごとに行った分析をさらに広域で俯瞰して見ることも重要である。介護、農業、交通の分野ごとで見るのではなく、トータルで見る必要がある。現場発の同時多発的なチャレンジについて、しっかりデータをとって、共通の阻害要因・促進要因を繋いでいくという、

マスローカリズムの手法を提唱していきたい。(藤山委員)

- より人間的で持続可能なケア・地域と考えると、「共生」は福祉にとどまらず、領域や世代を超えて大きな物語を共有しながら人・モノ・情報・思いとお金が巡る「循環」をひとつのキーワードとする必要がある。(堀田委員)
- コミュニティ経済という視点で、生産のコミュニティと生活のコミュニティを再び融合するという発想ですべての人にとって居場所と出番がある地域につなげていけないか。(堀田委員)

（「我が事」の地域づくり）

- 専門性は高くないが、その地域に住まい、根付き、住民のニーズをキャッチして福祉のネットワークにつないでいくのが我々の仕事。民生委員の認知度、充足率の向上に努めていただければ、地域共生社会の実現を進めることができるのではないかと。行政・社協・地域包括支援センター・その他団体と連携することで、民生委員が吸い上げた地域の情報をうまく活用していただき、効率的・横断的なネットワークを構築していただければと思っている。(相田委員)
- 生活支援コーディネーター・協議体について、板橋区は人口 55 万人と大きい地域なので、今やっと社協主体で第 2 層の協議体を作り始めている。まずはシステム自体の説明から始め、1 回目が 100 名、2 回目が 80 名。3 回目でコアメンバーとなる人が残り、リーダーが自然発生している。地域に合ったリーダーが生まれていると思う。(相田委員)
- 地域づくりは施すものではない。住民の立場からみて「自分がどんなところに住みたいか」という視点が必要。望ましい地域の姿をどうやって作って“あげ”ようか、といった視点から入ると間違ってしまうのではないかと。(相田委員)
- 民生委員の活動記録によれば、近年の民生委員の仕事は課題の解決まで至らず、どこにつながかが仕事となってきている。一方で、積極的に孤独を選ぶような住民についてはなかなか理解ができないケースもあり、もう少し、つなが以上に深い部分まで踏み込む必要があるように感じている。(相田委員)
- 土屋委員のワークショップの参加者がどのような層の人なのかわからないが、全てを我が事で解決できると希望的に考えない方がよい。(朝比奈委員)
- 高島市では、キャラバン隊が小学校区単位にアウトリーチを行い、住民と専門家が協働する仕組み作りを検討している。(井岡委員)
- 狭義の「我が事」でなく、関心や興味のない住民がどう感じるかを重視したい。(大原委員)

- 福祉のロジックで説明・提案しても協力者は集まらない。住民にも様々な事情がある。商工会の方々には、福祉にコミットすれば商売が潤う、町も潤う、若い人の雇用ができる、と働きかけるなど、相手の立場に立った提案をする。衰退していく小さな町でも、福祉セクターに関わることで地域を作っていける、そういった視点で構想を語る力が必要。(大原委員)
- 我々は利用者のアセスメントは専門だが、そのまわりの住民のアセスメントをついおろそかにしてしまう。地域住民を巻き込んでいくには、地域住民が理解し、楽しいと思えなければならない。(大原委員)
- 「我が事」のとらえ方についても多様性がある。どういう老後を迎えたいと思っているのか、この地域がホームでなくアウェイの人もある。(大原委員)
- 充て職で、資格を持った人を集めるのではなく、機能を動かすためにどういう人が要るかを議論すべき。全国展開に向けては、カリスマではなく、多くの人の能力をおしなべて底上げする、といった観点も必要。(大原委員)
- 若い世代は流動する。70%以上が地元でない地域で育児をしているアウェイ育児。地域でつながりを作り、アウェイをホームに変えることが必要。支えられるものから支えるものへという地域の循環型支援、支える側でもあり支えられる側でもあるというお互い様の支援関係の構築が必要。(奥山委員)
- 4月から開始された総合事業についても、なぜ住民が参画するのか、といった声が聞かれる。住民に納得感がない。住民にもそれぞれの立場から考えていただきたい。(越智委員)
- 住民サイドがどう地域を作るかという動きにコミットする事が大事。(越智委員)
- 地域防災の視点も重要。災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成と提供が義務付けられた。名簿の提供率にもばらつきがあり、藤沢市では8割くらいだが、それでも難航している状態。名簿の管理など重要すぎる仕事をなぜ自分たちが、と自治会や町内会では「やらされ感」が強い。(片山委員)
- 自助・互助・共助・公助のバランスは生活圏域の階層ごとに異なる。そういったことを住民に理解してもらうような説明が必要と考えている。(片山委員)
- 民生委員・児童委員の負担、難しさは相当ではないか。結果、なり手不足という課題が生じている。悩んでいる人も多いし、1期で辞めたり、1期もたない人もいて、75歳以上でも再任せざるをえなくなっている。(片山委員)
- 世代ごとに「地元感」は異なるため、改めて住民で議論することが必要。(勝部委員)

- 「目指すべき地域」はこうです、というのは難しい。どうやって地域を考える人を作っていくのが重要。(勝部委員)
- CSWは個別支援ワーカーなのか、まちづくりワーカーなのかという議論があるが、個別の課題を中心に地域を耕す地域づくりのワーカーなのだという立場をもつことが大切。(勝部委員)
- 住民の気づきを支援することが専門職の役割である。(勝部委員)
- 住民には、総論は良くても、各論として困った人の話が出てくると後ろ向きになったりするので、「自分が支援対象者になったらどうになってしまうのか」を考えてもらうことが一番重要。(勝部委員)
- 住民の活動があっても、専門職が全ての課題を引き取ってしまえば、住民の我が事にならず、「どうして行政がやらないのか」というクレームだけが増えていく、これが、これまでの専門職配置の課題である。個別の相談は受けるが、学び合いもする、地域作りや、住民の力を引き出すことに重点をおけるような人物でないといけないのではないか。行政の人だと、税金を払っているのに何でそっちでやらないのか、となるので、市民側の人を開拓していくことが必要。(勝部委員)
- 地域における課題解決の体制作りにあたっては、そのエリアを担う住民を主体化し、それを支える包括的な仕組みを作る事が重要ではないか。(勝部委員)
- イベントなどでみんなで楽しくつながりを作りましょうという展開だけでは、本当に困っている人は参加しない。福祉コミュニティはあえて作る必要がある。(勝部委員)
- 豊中市では、地域の人が「自分たちは安心して課題を掘り起こせる」「困っているような人には声をかけないといけない気がする」と言っている。そして、住民のリーダーと専門職が個々に存在しているというよりは、専門職プラス住民で一体的になっている感じで、お互いに地域の状況を共有しあい、一緒に運営していくというイメージ。(勝部委員)
- なぜ、住民が我が事として動くのかと聞かれることが多い。それは、大変な人を見つけたときの専門職の姿を住民が見て支援を学んだり、逆に専門職が生活者の視点を住民に気づかされることがあるからではないか。そのことが福祉教育。地域をみんなで考えていたり、一人の問題で地域をつくっていくことの繰り返しのなかで、まちが優しくなることを意識する人が広がっていく。CSWは福祉のまちづくりワーカーである。(勝部委員)
- 専門職と住民が共に支えていくという成功体験の中でさらに、地域の発見力は

上がっていくように感じられる。(勝部委員)

- 「小中学校区等の住民に身近な圏域」について、地域には病気や障害などであえて自分の生活圏から離れる方もいることに留意が必要と考えている。障害の問題はもう少し大きな圏域も含めて捉えてほしい。(菊本委員)
- 社会資源開発というが、人が生活する最低限の資源は地域に既に揃っているはずであり、それを今以上に柔軟に使うという手法が甘いのではないか。例えば床屋やコンビニなど利用者自身が日頃から関わりのある資源を使っていく努力・技法が専門職にまだ足りていないのではないか。それには個別ケースを通じて現場で指導する仕組みや体制が必要である。(菊本委員)
- システムだけでなくまなざしも重要である。町内会に加入しても、ゴミ出しの仕方が悪いなどと言って排除するようなことが起きる。住民の間に貧困世帯に対する理解などの視点がないと、仕組みだけでは機能していかない。(櫛部委員)
- 住民の立場から見て何が困っているか等、地域像は住民が作りあげていくもの。(土屋委員)
- 地域包括ケアは「住みたい地域」を前提に置いており、まずは住みたい地域を考えてあとから福祉がついてくるという考え方で進めることが重要。(土屋委員)
- 地域で住民によるワークショップを開催し、「あなたが住みたいまちは、どのようなまちか」、「今地域に足りない活動はなにか」、「その活動のためにあなたは何かできるか」を住民に問いかけてきた。そういった取組により、住民に自主性が生まれ、地域の課題に住民自身が気づいていくことができる。見える化チャートをつくり、投げかけることも有効な手段。(土屋委員)
- ファシリテーターはすぐにはできないので、社協やさわやか福祉財団など、周りの団体の支援を受けつつやるが、最終的には住民自らがやるのが理想だと思う。(土屋委員)
- 「住民主体」の定義が重要。地域課題について住民が決定権を持ち、「我が事」として解決するという文化を醸成しなくてはならない。介護保険法で、住民参加の生活支援体制整備事業が義務化されたが、介護保険の保険者である行政が実施するため、住民にはやらされ感が蔓延している。(土屋委員)
- 生活支援コーディネーターは、個別課題にインテークしない主体である。ただし、地域の困り事を引き受けていく中で、高齢以外の課題もキャッチするため、その部分を住民にフィードバックする機能を担うことになる。(土屋委員)
- CSWと生活支援コーディネーターについて言えば、生活支援コーディネータ

ーは個別のインテーク・アセスメント機能は持たないが、地域作りの機能はほぼ同じである。(土屋委員)

- 目指すべき地域というのが決められた状態だったり、目標だったりすることには違和感がある。地域で話し合える土壌や、関係性こそが必要と思う。そういう場所、プロセスが大事ということではないか。(中委員)
- 福祉と地域づくりの両方に理解のある住民を増やすには、地域の中のごく身近な存在の人への支援を専門職が請け負うのではなく、そこにかかわる人たちと巻き込まれあいながら協働を重ねるなかで、地域にとっての意味を一緒に考えていくことが大事。個別事例が終結しても、地域の側には、その事例と一緒にかかわったという財産が残る。遠回りでもそういった成功体験を重ねていくことが、人や地域を育てていくことにつながる。(中委員)
- 「地域福祉」という言葉がはやりのように使われているが、もともと基盤として地域の中にあったもの。遅れて地域に登場した行政や専門職が知らないだけ。ないものを作るという発想ではなく、既にあるものを住民とともに顕在化・意識化していく作業をまず行い、それでもないものは作るという考えが重要。その順番を間違えると押しつけになってしまう。(中委員)
- 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域の体制づくりを支援する人は一人である必要はなく、住民と専門職でユニットを組んでも良いのではないか。それが誰か、ではなくどんな機能を有するかで考えていく必要がある。(中委員)
- 「我が事」の中には、自分には関係ない、誰の助けもいらないと、自ら相談できない、支援を拒まざるを得ない厳しい現実の中にいる人たちに向けての「受援力」を育むかわりも大切だと考える。(中委員)
- 行政からの視点だけではなく、「住民でなくてはできない」というポジティブな記載をすべきではないか。検討中のシステムの中では、住民は「気づき」の役割を担うことになるが、そのためには気遣い合う関係作りが必要であり、それは専門家でなく住民にしかできないことだということを書き方にした方がよい。(永田委員)
- 専門職が住民と一緒に協働できるかが重要。よく「住民を“活用”する」と言われてしまうが、活用する・されるの関係でなく、住民と専門家をつなぐ「のりしろ」を作り、話し合う機会を作るべき。座学で身につくものではない。(永田委員)
- 現場では、同じ民生委員が多分野の会議に出席するという「協議疲れ」といっ

た現象が見られる。協議の「場」は非常に重要だが、その整理が必要ではないか。(永田委員)

- 地域の体制づくりを支援する人が誰かということが重要。専門職を身近な圏域に常駐させるのが名張市、CSWが出向くのが大阪市、そこに住民相談を組み合わせるのが豊中市のモデル。個人としては、これまで名張を研究してきたこともあり、身近に専門職が配置され、いつでも相談できるメリットが大きいと感じているが、専門職らしくない役割が求められているとも思う。地域によって様々なパターンがあって良いと考えている。(永田委員)
- 施設や専門職という話が出ているが、地域は暮らしを紡ぐ場所であり、それがないがしろにしてはただ絆創膏を貼るだけになってしまう。地域の多角形、日常的なつながりの中で、暮らしの中に福祉をどう埋め戻していくかという話をしないと、地域の人は入ってこない。(藤山委員)
- 専門職は課題解決ができて、住民を幸せにできるとまで驕ってはいけない。人は人に認められて初めて幸せになるのであり、いかに地域で出合わせるかが重要。それが地域力であり、その手助けをするのが専門職ではないか。(藤山委員)
- 「地元の作り直し」であるため、分野を超えた議論が必要である。(藤山委員)
- とくに都市部では、住所地と勤務地、学ぶ場所、趣味の場所が物理的に異なる場合も少なくない。エリアのコミュニティとテーマのコミュニティをゆるやかにつなぎながら発想することが、地域へのコミットメントを高めるうえで重要ではないか。(堀田委員)
- 自分や家族、隣人、地域のことが気にかかるといったそもそもすべての人が持つ気づき、ケアは分散、それが機能するネットワークを作り、しっかり対応する側は統合していくということを地域の状況によって見極めていくことが必要。包括的相談支援のモデル事業に取り組む26自治体のパターンを見ることも、参考になるのではないか。(堀田委員)
- 例えば保健師は、以前はもっと地区担当で地域まるごと顔が見える働きぶりだったが、業務分担が進んだり、次々に会議や事業が「降って」くることで地域から引き剥がされている状況にある。保健師のみならず、地域からはがされている人たちを邪魔しているものを取り払うという視点も必要ではないか。(堀田委員)
- 行政・専門職・住民が、地域にどういった力があるのかを知る必要がある。(前田委員)

- 地域の体制づくりを支援する人は現実的には民生委員ではないか。志摩市には離島もあり、子どもがいない圏域やNPO法人がいない圏域もある。解決側に立ってくれる人ということと言うと、20~40代は参加しないし、好んで孤立する人もいる。社会資源の少ない地域では、民生委員はプラスアルファかと思う。(前田委員)

(居場所づくり)

- 子育て支援では、子育て世代の転出・転入が多いため、入口がまず重要である。社協の場所など普通は知らないなので、地域のことが全くわからずに入ってくる子育て家庭にとっては、子どもの年齢に応じ、相談から地域の居場所につながれば、その人にとって地域が我が事になっていく。(奥山委員)
- 住民自身が地域を知る場所が少なくなっており、孤立した人のためだけでなく、誰でもいていい居場所が、地域を学習できる場として必要ではないか。福祉教育、それも福祉を理解するための福祉教育だけではなく、地域課題を含めて地域を知るための学習の場にもつながると思う。(越智委員)
- お茶を飲みながら気軽に相談ができる居場所が重要と考えており、地域の縁側事業では、地域住民や地区社協がその居場所作りを担っている。専門職はいないが、最終的な責任を負う行政へのつなぎ役、住民の側に立って行政にものが言える人として、地区を担当するCSWを市社協に配置している。茶飲み話から、家庭内に隠れていた虐待が明らかになったケースもあった。(片山委員)
- ふだんからのつき合いや交流がないにも関わらず、困ったときだけ助けを求めても、なかなか難しいのではないか。ふだんから少しお節介な隣近所の関係や、ちょっとした変化に気づけるような関係があったり、常に交流できるような場があるとよいのではないか。(前田委員)
- 認知症の高齢者と幼児、独居のおばあちゃんと子育てする母親など出会いの可能性があるにもかかわらず、ハコや計画にしばられてきたことが地域をつまらなくしており、だからこそ省庁横断の小さな拠点という議論が必要になっている。(藤山委員)

(「丸ごと」の地域づくり)

- 身近な地域でやろうという仕組みを作った場合、地域だけでは救えないニーズに対応するためのサブシステム構築が必要である。(朝比奈委員)
- 一方、地域へもう一度戻すことも大事で、そのときに、社会参加すること、地

域のなかでつながりをもつことを意識した取組が重要である。出口の方の、専門機関から地域のつながり、社会参加へ、という部分で、地域福祉には大いに期待している。(朝比奈委員)

- 地域包括支援センターができ、専門職が圏域に設置されてから 10 年が経つ。介護ケアに捕らわれていてコミュニティーワークが出来ていないと思うが、せっかく作った地域包括支援センターを活かさない手はないのではないか。(片山委員)
- 自治会加入率 46%という低さをカバーするには、小学校区で我が事の何でも相談が必要だと思ってやってきた。(勝部委員)
- 早期発見の仕組みは良いが、解決をご近所でのというのは息苦しいので、重層的に仕組んでいく必要がある。(勝部委員)
- 住民が、言い方はおかしいかもしれないが、楽しくて面白い、というスタンスで取り組むことが重要ではないか。豊中市には自ら受けるなんでも相談があって、専門家が担うべきという意見もあったが、自分から S O S を出せない人に気遣っていくトレーニングが重要。住民が実践により学び、気づきあいを増やしていくといった視点が必要で、学びのない相談窓口は危険な方向に行くと考える。(勝部委員)
- 地区社協において既に構築された分野横断の協議の場も、そこに様々な関係者を加えていけばそのまま活用できる。(土屋委員)
- 課題把握だけではなく、「課題把握とそれを解決する仕組み作り」がセットなのではないか。地域がいかにかその課題に取り組んでいこうとしているのか、地域がもつ方法や力のほうに着目したい。同じような課題をもっている地域であっても、それが課題となるかは地域によって異なる。資源や解決方法のほうに問題が生じている。(中委員)
- 何を「丸ごと」とするのか。対象については少なくとも「世帯丸ごと」であることが必要。単身世帯が増えているにも関わらず、地域ケア会議での 1 事例あたりの支援対象者数は平均 2.1 人、うち 65 歳未満が約半数含まれているという実態がある。支援体制と仕組みもまた「丸ごと」でなくてはならない。縦割りを作ったのは、専門職であり、地域の意識という面もある。なぜそうなったのかの要因分析や検討が必要。(中委員)
- 地域包括支援センターは、介護保険の施設というイメージがあるが、圏域を担当する相談機関として、全国に配置され 10 年の実績を経たことは大きな意味があると思っている。地域の側で総合相談をつづけていくとき、私たちは地域住

民の相談を断れない。そして、圏域担当の専門職と、住民側の担い手がユニットになってはじめて機能するという事も協働から学んできた。(中委員)

- 地域包括支援センターはあくまで介護という意識が強いが、総合相談窓口は分野から開放しないと難しい。地域のスタンスは様々であるため、先進地のパターンをいくつか出して、比較検討しながら地域で選べるようにしてはどうか。(永田委員)
- 地域課題を把握するベクトルだけでよいのか。現在の地域・住民にできること、可能性を集める仕組みもセットでないと、地域は改善しない。(藤山委員)
- 水も漏らさぬ相談も必要だが、やりすぎると、息苦しくなるのではないか。良いところを伸ばし、みんなの出番や役割をつくるといった観点とのバランスのとれたアプローチをしてほしい。(藤山委員)
- とくに「気づき」、「協議する」ところまでは「地元」の再結成、福祉領域以外のさまざまな体制との連動の可能性もとても大きい。本検討会の議論は、機動的かつ柔軟な「対応」にも焦点があると認識している。(堀田委員)
- 同時に、困っている人を放置しない、課題にどう対応するかという発想には煮詰まりもあり、楽しい・おいしい・おしゃれなことが、自然にここという「気づき」、「協議」、「実行」、「学び」につながる、あるいは「あったらいいな」を語ることによって、困っている人を未然に防げるという視点も重視したい。(堀田委員)

(「住民に身近な圏域」)

- 「身近な地域」の範囲は、属性によって異なる。(朝比奈委員)
- これまで、小学校区での福祉活動がなく、自治会単位が基本で、204 あるが、半分は限界集落という状況である。目指すべき地域はそれぞれ異なり、がちがちに小学校区で線引きするが良いかどうか、今までの取組の中で考える必要がある。(井岡委員)
- 昭和の合併前の小学校区域の意識が根強いが、そこが国道で分断されるとまた変わるなど、様々な状況がある。ただ、そこに必ずしも全ての資源がそろっている訳ではない。福祉だけでなく経済も含めて実際生活の圏域として考える必要がある。(越智委員)
- 藤沢市では 13 地区、16 民協があり、つながりがしっかりしているので、これを基本の圏域として住民活動や支援が行われている。(片山委員)
- 豊中市は小学校区単位で住民による校区福祉委員会の実践が進んでいるが、今

- まで小学校区での取組を実施していない地域において、小学校区にしたり、あるいは道路や川で勝手に行政が線引きしてしまうと、昔からの地域のつながりが切れてしまったり、民生委員の地区委員会のもち方とずれてしまったりしてうまくいかない。圏域から、住民が決定していくことが必要。(勝部委員)
- 地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画などは、分野ごとに設定したエリアが異なるのが当たり前となっている。福祉圏域とか生活圏域ということの考え方を自治体である程度整理しながら、みんながそのエリアでいろいろな話し合いができていくような体制をつくりが必要。(勝部委員)
 - 人材確保について、鶴ヶ島市には小学校区が8つあるが、すべてに障害に理解のある人あるいは相談員を配置するのは難しい。障害の相談支援専門員は国の計画の半分程度しか整備できていない現状にある。また特に障害分野は高齢者や子どもの分野と異なり、特別会計等で基礎自治体が活用できる財源確保が非常に難しいという状況がある。相談支援体制が不十分な中、住民に身近な圏域で課題や相談を収集しても、十分な対応ができるのだろうか。(菊本委員)
 - 実感としては、小学校区レベルの顔の見える範囲が、地域住民の課題把握のためには現実的と考えている。(土屋委員)
 - ワークショップでは、圏域を考えるとところから始めたが、結果的に行政が想定していたものから異なる結果となった。行政が決めるのではなく、住民自身が圏域の考え方を議論する必要があるのではないか。(土屋委員)
 - 「我が事」の範囲は最大でも小学校区と考える。(中委員)
 - 金沢市の地域福祉の単位は54地区の「おおむね小学校区」となっており、これは昭和からある「旧小学校区」である。この地域ごとに、地区社協、公民館、民児協、町会連合会などが協働で運営されている。地域包括支援センターの圏域は19か所の日常生活圏域で、これは行政が決定したものだが、内訳をみると、いくつかの文化の全く異なる小学校区の組み合わせであるので、地域特性に配慮している。(中委員)
 - 「住民に身近な圏域」であることについては、①早期発見、早期対応につながる、②地域の中の課題を地域住民が課題発見から解決までリアルに体験すること、の二つの意味があると考ええる。このうち、後者については既に地域ケア会議で住民と専門職が協働している。(中委員)
 - 福祉だけではなく、分野横断的に考えることがポイントである。調査の結果、教育、医療、福祉等の機能を備えて、その全体最適を達成できるのが、データ的には300～3000人の圏域であった。固定ではなく、地域ごとに自己決定でき

る地区のエリアとするべき。(藤山委員)

- 身近な圏域について「小中学校区等」とされているが、志摩では小学校の統廃合が進んでおり、身近とは言えない状況。やはり単位としては自治会ではないか。(前田委員)

(市町村における包括的な相談支援体制)

- 縦割りが決して全て悪いわけではない。民生委員はその人の人生に沿って支援していくが、専門職はそれぞれ縦割りでやっていってもいい部分もあるのではないか。(相田委員)
- 不安定雇用の労働者も多く、平日の日中しか相談に対応できなければ、平日の日中に仕事を休めない方々のニーズが排除される。ニーズは変わっていくため、柔軟に受け止めるための相談支援事業が求められる。(朝比奈委員)
- どこまで地域で担えるかは厳しく考えるべきで、排除の問題はどうしても残るので、どうサブシステムを作って救うかを考える必要がある。(朝比奈委員)
- 包括化というのは資源がある程度揃っていることが前提となっているが、担い手がいない、資源のない地域もあることに留意が必要。例えば児童養護施設を出た児童のアフターケアなど、就労支援ではない継続的な生活支援の部分を支える財源が全県にひとり分くらいしかなく、そういった部分がすっぽり抜け落ちてしまわないか、懸念がある。(朝比奈委員)
- 若者は広域で移動しているため、身近な地域だけではなく広域の枠組みも必要。家庭内暴力、性犯罪、戸籍など、声をあげると逆に排除の対象になる例もある。(朝比奈委員)
- いまの相談援助職は、多くの場合、福祉や介護サービスへのつなぎや連絡調整が主になっているが、それだけでは期待されている役割に対応していくことができない。例えば地域包括支援センターが高齢者の就労も支援するなど、ドラスティックな変化が求められているのではないか。(朝比奈委員)
- 市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方については、圏域ごとに、それぞれの住民が話し合う場と、専門職の参加が重要である。(井岡委員)
- 丸ごとといっても子育ては入らなかったが、地域の相談機能と連携しながら担っていく仲間に入れてもらいたい。(奥山委員)
- 多機関協働の資源としては、社協の実施している日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護も重要である。(越智委員)
- 生活支援コーディネーターは、特別会計であり、委託であり、配置場所、社協

- のCSWとの位置づけなど、行政からすると非常にやりづらい。(片山委員)
- どこに相談したらいいかわからない、といったケースを含め、ニーズが複雑化、複合化している現状において、せめて入口の相談機能はできるだけ統一したい。その体制作りにあたって、専門的なインテーク・アセスメントができる職員の育成が必要である。(片山委員)
 - 社会福祉士について、養成課程を見ると、地域作りも含め幅広い分野を担えるジェネラリストが求められていると思うが、実際にそれが育つ領域や職域が少ないと感じている。そういった視点も踏まえた見直しが必要ではないか。(片山委員)
 - 生活困窮者自立支援制度が発足し、全国で「断らない福祉」が生まれたものの、結局は制度の狭間があり、その解決には、住民との協働か、機関同士の連携、新しい仕組みの構築などを地域で考えなければならない。制度の狭間にこそ地域の課題がある。(勝部委員)
 - 協働して問題解決する仕組みをどう作るのが重要であり、それを担うのがCSWなのか生活支援コーディネーターなのか、というのはあるが、分野の問題ではない。(勝部委員)
 - 発達障害や、強度行動障害、医療的ケアの必要な子どもなど、住民がキャッチしてきた事例を受けられるだけの高度な専門性も必要不可欠。(菊本委員)
 - 医療的ケア児などの地域というよりは医療の問題が多く含まれる対象者については、都道府県レベルで対応していくということも議論に加えてほしい。都道府県レベルの責任を明確にする必要がある。(菊本委員)
 - 福祉事務所については、まだ縦割りである。例えば生活困窮者の背景には障害がある、あるいは障害が疑われることが多いため、横串を刺した対応が必要であり、福祉事務所の役割や責務を見直してほしい。(菊本委員)
 - スーパーマンを養成するのではなく、人としての共通理解を有した専門職がチームアプローチを徹底するということが必要。それを育てるのには、座学でなくOJT、実務指導も考えていきたい。(菊本委員)
 - 地域包括支援センターで仕事を作ることは難しい。産業や人材育成にコミットしていかないと、サービスの前提である生活と暮らしが成り立たない。そういう部分を横断的に、かつオーダーメイドにできるのは、生活困窮者自立支援制度ではないかと思う。この絵のなかに企業や商店があってもよい。そういう出口論がないと話が上ずる。(櫛部委員)
 - 行政は縦割りだから仕事をする。問題は、委託と受託で完結してしまっている

ことである。生活困窮者自立支援制度で官民共同が始まった。これを育てることだ。(櫛部委員)

- 相談を取りこぼさない生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の制度として第1のセーフティネットと第3のセーフティネットの間に挟まっている印象だったが、相談件数が増えるにつれ、全てのセーフティネットに通底するものと考えようになってきた。(櫛部委員)
- 各種の相談機関は、実際には社協や社会福祉法人がまとめて運営していて、こんなに分かれて存在していないと思う。それと、2000年以降の地方分権で、地域に下ろすのは良いが、マネジメントは難しくなっていると思う。(櫛部委員)
- 相談支援機関の連携体制については、ジェネラルからスペシャルへ、スペシャルからジェネラルへ、スキルからシステムへ、システムからスキルへといった関係構築が重要。(土屋委員)
- 相談支援包括化推進員は、分野を超えた体制作りを担うため、スペシャリストが必要だし、権限も付与することが必要。(土屋委員)
- ①相談、計画、チームコーディネート、資源開発まで担う専門人材、②世帯全体のニーズをとらえ、分野別の相談機関と協働して対応する包括的な相談支援体制が必要。①は、アセスメント力、ジェネラルな視点を持った専門職(ソーシャルワーカー)を配置することによって、②は、福祉分野の横断的な研修を行うことによって対応していくことが必要。(土屋委員)
- 小学校区、中学校区、市町村という階層ごとにどんな機能を置くべきか、を考えて全体で連動していくようにデザインしなければ、一人の人や一つの機関で包括的な相談を行うことは難しい。(中委員)
- 福祉ビジョンのように「ワンストップ型」「連携型」といった区分になるのかなと思う一方、地域の中で課題を発見していく初期総合相談の窓口が重要と感じている。(永田委員)
- 制度化を考えるにあたり、行政はどうしても標準化を意識してしまうが、住民主体という中で行政や専門職が何も変わらないのは違和感がある。(永田委員)
- 例えば地方創生のほうでも、本検討会と共通する問題意識で「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」等を開催している。地域における協議機能・実行機能の担い手は福祉以外の文脈でもさまざまな体制があり、支援策を含めて省庁横断で議論されるべきなのではないか。(堀田委員)
- アウトリーチを行うにしても、「深刻化しないうちに」発見することが非常に重要。(前田委員)

- 1つの事案に複数の機関が対応している、つなぐのではなく押し付けになっている事例がある。(前田委員)
- なぜ病院が「多機関」のひとつに挙げられていないのか。行政や社協が熱心でないところはどうするのか。やれるところがやれば良いのではないか。志摩では、志摩病院・志摩医師会主催で「志摩地域まるごとケア交流会」をやり、100人くらい集まっている。場を作れば、行政も社協もきてくれる。(前田委員)
- 縦割りの弊害は、職員がそのことしか考えないことであり、相談を受けた課の職員が、関係者を集められる仕組みになっていけばよいのではないか。(前田委員)
- 相談機関の職員は、地域住民が集まる場に出向いて初めて、言いづらかった相談を持ちかけられることもある。出向くことが重要。(横山委員)
- 生活支援コーディネーター、認知症コーディネーター、CSW、地域福祉コーディネーターといったようにコーディネーターの乱立という状況が見られる。財源も含め、整理が必要ではないか。(横山委員)

(地域福祉計画 ①ー「我が事・丸ごと」の位置づけ)

- 転入してきた若い世帯も地域に溶け込むよう支援している。第1期地域福祉計画には子育てに関する事項が含まれていないことが多く、第2期、第3期で増えてきた印象。子育て世帯や、働く世帯をどう地域に入れていくのか。顔の見える関係を作ることが大切。(奥山委員)
- 地域福祉計画については、市部も策定率はともかく我が事・丸ごとを計画に入れたり、住民活動の計画として地域福祉活動計画と連動していくことが重要。(越智委員)
- 地域福祉計画の議論をすると、また計画作りの話に立ち戻ったと思われがちであるが、地域福祉が狭い世界でのサービスの調整にとどまっていたレベルから、次のステージに進んだと考えている。この点をもう一度確認し、それを踏まえた支援を内容に盛り込むべきではないか。(勝部委員)
- 一度国が具体的なモデルを示して号令をかけたのち、地域の特性に合わせたやり方を認めていくというのが日本人に合っていると考えるので、国で具体的なビジョンを示す必要があるのではないか。(菊本委員)
- ワンストップの総合相談がうまくいっているところは、自主財源で人を配置するか、人を置かずに連携強化型で取り組んでいる。予算化された包括化推進員が立法化されれば、介護の現場で障害の相談をやっていることに、会計検査で

- 何を言われるかと気にしたりせず、正々堂々とやれるようになる。(土屋委員)
- 福祉の提供ビジョンは、国としての分野横断的な地域福祉を推進する決意表明と受け止めた。地域福祉計画の位置づけが重要。(永田委員)
 - 地域福祉計画に包括化推進員を規定するよう、はっきり法律に明記される必要がある。(永田委員)
 - 丸ごとは法律に位置づけがないため、自治体の計画でも丸ごとが定められていない。包括化推進員は所管をはっきりさせて法律上位置づけられないとやりづらく、自治体が包括化推進員を置きづらいのはそれが理由ではないか。(永田委員)
 - 地域には既に福祉のみならずさまざまな計画があり、それが市民、関係団体、事業者、行政が立場を超えて地域の未来、可能性を共に見据える機会・場になることが重要である。こうした円卓会議的なものがあってこそ、資金的支援も非資金的支援もうまく循環していくのではないか。(堀田委員)

(地域福祉計画 ②ー策定の義務化)

- 町村の地域福祉計画の策定率が低い。包括的に地域の福祉を構築するという視点が抜けているので、義務化するとともに、住民参加を促して欲しい。(越智委員)
- 策定を義務化してほしいのと、地域福祉活動計画と連動していくことが重要であり、それを書けるよう、法律の規定を置くようお願いしたい。(越智委員)
- 地域福祉計画は、義務化されていないので、行政の役割がわかりづらい。社協の地域福祉活動計画と相互補完的に連携していく必要があるのではないか。藤沢では次の見直し時に一体化しようとしている。行政が言うと難しいことも、社協発信なら可能なこともあるし、地域、市社協、行政の役割に具体性を持たせたいと思っている。(片山委員)
- 地域福祉計画についてはいろいろな部署や団体関わって策定するというプロセスが重要であり、町村部は策定率も低いようなので、ぜひ義務化して欲しい。(前田委員)

(地域福祉計画 ③ーPDCAサイクルの徹底)

- 地域福祉計画の策定に重要となる住民参加について、これまでの方法ではどうしても平日の日中に参加のできる層が中心になってしまう。(朝比奈委員)
- 地域福祉計画は理念的になりがちであり、誰がやるのかわからなかったり、評価されていなかったりする。サイクルを回していく進行管理が明確にされるこ

とによって、実際に計画が機能するのではないか。福祉教育を進めていくにも、地域福祉計画に落とし込む必要がある。(井岡委員)

- 地域福祉計画の策定の1期目は、住民アンケートなどを取った。策定には、課題を抱えている住民や単身者は参加しにくく、どうしても自治会・町内会が中心になる。3期目になってようやく子育て関係などが入った。また、地域にはやらなければならない行事もあふれていて、これ以上町内会などが新たにやるのは厳しい。もう一度、参加者など地域福祉計画の作り方を見直す時期ではないか。例えば、企業が策定に関わることは、防災の観点からも意義があることと思っている。(奥山委員)
- 健康福祉条例において、計画については審議会で進捗管理を行う事が定められているが、そういった規定がないと、どのように進捗しているかわからない計画が多いように感じている。(勝部委員)
- 生活困窮者支援制度も地域作りを行い、考え方は共通しているが、まだそこに至っていない、アウトリーチが弱いなどの課題があるので、入口と出口の強化をトータルに行うことのできる計画であるべきではないか。(勝部委員)
- 社会福祉基礎構造改革において、地域福祉に住民の参加が明確に加えられたものの、行政に浸透していないのではないか。地域福祉計画については、作ることが目的化しており、実効性に欠けているため、行政の役割を明確化することが必要ではないか。(片山委員)
- 地域福祉計画の策定に携わったことがあるが、行政職員は住民から非常に鍛えられるし、異動で人が替わってもいろいろと教えてくれる。地域福祉計画の策定を住民主体で行うことが、まさに福祉教育なのではないか。(前田委員)

(地域福祉計画 ④—上位計画(基盤計画)としての位置づけ)

- 分野別・制度別にコミュニティができており、これらをまとめ上げるのが地域福祉計画ではないか。「福祉」というが、「コミュニティ計画」のような総合的な計画を策定する方針を行政が示すことが必要ではないか。(土屋委員)

(守秘義務の課題)

- 民生委員の持っている財産を上手く活用していただきたいが、個人情報保護の課題が出てくる。同様に守秘義務のかかっている地域包括支援センターやケースワーカー等とは、人助けだからということで情報共有しているが、一方で民生委員を推薦している町内会長には情報を共有できないというおかしなことに

なっている。(相田委員)

- 社協も組織として守秘義務の枠の中に位置づけられることも必要ではないか。(越智委員)
- 守秘義務の問題については、行政をはじめとして関係機関が連携して取り組まない言い訳にされていることがあるため、きちんと議論すべきと考えている。課題を把握して解決に協働していくためには、個人情報オープンにし、お互いに助けられ上手になっていくことが必要。(中委員)
- 支援機関や民生委員が協力姿勢を示しても、行政からは情報が一切出ないため、やる気をなくす例がある。(前田委員)

(地域福祉の考え方)

- 社会福祉法第4条は、「福祉サービスを必要とする」住民という限定があり、狭義にとらえられてしまう。これまで地域のなかで相互に出会っていない人たちがどう出会うか、仕事や経済をどう入れ込むかという視点も必要。極端な例かもしれないが、地域包括支援センターが要介護や要支援の高齢者だけでなく、元気な高齢者の社会参加や就労も支援することとするなど、ドラスティックに変えていくことも考える必要があるのではないか。(朝比奈委員)
- 今後は社会福祉法第4条に加えて、第5条や第6条についても目配りをする必要がある。社会福祉法の規定が現行のままでよいかなどのご意見をいただきたい。(原田座長)

(自治体等の役割)

- 町村の立場に立てば、広域、都道府県のバックアップ、地域福祉支援計画など、重層的な体制が必要。(越智委員)
- 包括的支援体制作りにおいては、分野ごとに財源が縦割りであるため、会計検査で指摘される事もあり、推進員になる人は一般財源で雇用するなどしないと、現状は難しい。(片山委員)
- 自治体で組織を見直す際に、法体系や財源の体系がネックとなり、縦割りとならざるをえないが、専門性を高めサービス提供体制を整えるのはもちろん重要である。(片山委員)
- 福祉事務所についても、都市部の自治体では専門分化が組織的に進み、高齢、障害、児童など各分野の所管課に福祉事務所の一部の機能が分散している。定数管理上の問題から、福祉事務所長が課長と兼務となっているなど、今の実態

にそぐわない制度となっている。(片山委員)

- 行政の役割は、①住民主体の基盤を整備すること、②地域で解決できない困難事例の最終責任をとること、③地域の課題の情報などを共有すること、④フォーマル・インフォーマルな支援のつながりをよくしていくことの4つ、すなわち、住民福祉を担保するということだと考える。(片山委員)
- 福祉事務所はかつて、公的扶助を中心としていたが、年々他法が分かれて、今や生活保護だけになっている。地域を包括するために、役場の中をどう包括するかという課題がある。(櫛部委員)
- 地域のことをいちばんわかっているつなぐプロが役所や福祉でない場所にいる。つなぐプロを発見し、つながるのが専門職なのではないか。(櫛部委員)
- 福祉分野だけではダメで、地域分野にかかわる人たちの眼差しがあって、役所の横串ができる。(櫛部委員)
- 地域の包括あるいは個別支援はこの間ずっと進んできたが、公的に包括あるいはマネジメントされているのか、六法型福祉事務所新生の課題があるのではないか。(櫛部委員)
- 住民の感じるコミュニティの範囲は小さく、助け合いの大きさは小学校区くらいである。また、介護保険の生活圏域、地域福祉、民協などで定められる地域は全部バラバラである。市町村が地域のまとめ役になる必要があるのではないか。(土屋委員)
- 住民主体でできることと、行政や専門職が介入して解決すべきことは切り分けて考える必要があるのではないか。行政や専門職がやりすぎてしまうことによって、地域がだめになっているところもある。住民に居場所・役割をどう持ってもらうか、やり過ぎない程度のコーディネートが行政に求められる。(福本委員)

(国の役割)

- 介護保険財源の半分は税金なのだから、もう少し「丸ごと」に使えるようにしても良いのではないか。(土屋委員)
- 生活支援コーディネーターでもそうだったが、国から「地域で自由に決めて良い」といわれると、逆に配置方法にとまどう自治体が多いため、全国に配置する際にはもっと丁寧な説明が必要。何を担い、どのような役割をもった人物を配置するのか、各自治体で関係者としてしっかり話し合ってから実行できるよう、丁寧な説明が必要。(横山委員)

（社会福祉法人、社会福祉協議会）

- 社協は生活困窮者自立支援制度の受託団体としても活動してきた。困窮者支援における官民共同・庁内連携という部分を、他の分野においても社協が担っていけるのではないかと。圏域のところに専門職をどう置くか、つなぐ役割を社協が担えると思う。また、地方創生や地方振興と福祉を繋いでいく役割もあるのではないかと。（井岡委員）
- 地域の体制作りについて議論するプラットフォームを作っている社協もある。サービス開発が必要になれば経済部門、財源が必要になれば法人や共同募金に働きかけるなど、そういったコーディネートを担当しなければならないと思っている。（越智委員）
- 社協は連絡・調整するところと言われるが、現実には個別に対し相談支援を行っている。地域だけに任せられない課題について、社協がちゃんと受け止められるかという視点も重要になってくるのではないかと。（越智委員）
- 地域福祉を担う市社協と、任意設置の地区社協、校区社協というそれぞれの機能について議論する必要があるのではないかと。（片山委員）
- 福祉教育をどういうふうにとらえるか、ボランティアセンターがマッチングに留まらず、市民活動支援を含めたマネジメントをどのように深めるか。（原田座長）
- 社福法人、NPO法人なども含めどういった役割をそれぞれ担うかの整理が必要である。（原田座長）
- 社協の役割は、福祉にも地域にも関心のない人たちにどう関わってもらおうかということが大事だと考える。各社協は、活動者を増やす取組を行い、多くの地域住民を巻き込んでいく機能を果たすべきではないかと。（横山委員）

（寄附文化の醸成）

- 地域において、協議体としての社会福祉協議会と、運動体としての共同募金が両輪をなす役割があると思っている。共同募金は、地域でなにが問題かを話し合い、そのためのお金を皆で出すという「運動」の部分を持っているが、この70年の間に、その運動性が落ちてきていると考えており、まだやれることがあると思っている。今後は「運動性の再生」がキーワードである。（井岡委員）
- 共同募金の配分については、社会福祉法において「社会福祉を目的とする事業を経営する者以外の者に配分してはならない」とされており、社会福祉法人に

しか配分されないようにも見えるが、その他の法人や団体を幅広く支援することが重要であり、柔軟な対応が求められている。(井岡委員)

- 共同募金については、募金額が減少している中で、住民参加の募金改革、テーマ型募金の取組が広がっている。地域の課題を話し合い、お金を集め、団体に助成をするといった循環を、市町村域で作っていくことが重要。(井岡委員)
- 高島市では、見守り募金等の特定テーマ募金を実施しているが、これは地域住民と協議して地域福祉活動計画を作った際にできあがったものである。見守りという形だけのテーマではなく、なぜ自分の地域で見守りが必要なのかを住民同士で議論したというプロセスが非常に重要である。このプロセスがなければ、「我が事」にはなっていない。(井岡委員)
- 共同募金の課題は、平成7年の265億円をピークに寄附金額が年々減少していることで、平成27年には185億円になっている。市町村単位の共同募金においては、自治体の皆さんから寄附金を集める中で、わかりにくい、成果が見えにくいというおしかりを受けることもある。(井岡委員)
- S I Bについては、中間支援組織の役割が重要である。どうやって体制を作っていくか。(奥山委員)
- 地域のお金を地域でまわすような、もっと小規模なお金の集め方や見える化を考えなくてはいけないのではないか。(奥山委員)
- 共同募金について、どのように配分するかという見える化が住民にとっては非常に重要である。横浜市北部では、社協で「みんなの助成金」としてひとつにまとめている。2,400万円くらいあって、人口34万人なので、ちょうど1人あたり70円くらい集まっている計算。募集は金額の上限を細かく決めて行い、配分委員会にもいろいろな人が入っている。そこまでしないと、維持するのは難しい。(奥山委員)
- 改正社会福祉法のなかで、地域協議会を設置し、社会福祉法人の財源をどう使うかという議論になっているが、そうではなく、その財源を使って地域の課題、また地域づくりを、既にある様々なコーディネーターともに、どのように進めていくかという議論が必要。(越智委員)
- クラウドファンディングの手法もあるのではないか。藤沢市では寄附してくれた方に原付バイクのご当地ナンバーを優先的にあてる試みを実施し、寄附が100万円以上集まった。また学生団体が子ども食堂のためにクラウドファンディングを行った例もある。(片山委員)
- 藤沢市では、「愛の輪福祉基金」というのがあり、行政の拠出金と寄附金をもと

に年2回審査会を開き、ボランティアや地域の見守り活動など、見える形で配分している。寄附金も多く集まり、基金残高は現在4.2億円くらいある。(片山委員)

- 寄付だけではなく、資金が地域の中で循環していくべき。その仕組みの1つがSIBで、地域共生がテーマの1つとして挙げられている。(鴨崎委員)
- SIBの手法は、公的機関が行っていた業務を民間に委託し、その財源については民間が資金を集め、成果があれば公的機関が資金を支出するというもので、官民連携で行う社会的投資のひとつといえる。(鴨崎委員)
- SIBは、イギリスで2010年に開発され、現在は64~65件が実施されており、規模としては200億円以上である。最初の事例は再犯防止であった。出所者、特に軽犯罪者は6~7割が再犯で刑務所に戻ってきてしまい、司法省のコストを圧迫していたが、民間事業者が再犯予防の措置を講ずることで、公的なコストが削減された。今では英国全土に拡大している。そのほかにも、若者の雇用やホームレス支援、予防医療等の分野で用いられている。(鴨崎委員)
- 官民連携について、SIBのパイロット事業を尼崎で実施した際に、ケースワーカーと民間が協働してアウトリーチを行った。ケースワーカーはひとりあたり100件以上のケースを担当していて、年に3~4回訪問できるかどうかというくらいなので、保護世帯にいる子ども、若者の情報の把握が物理的に難しい。「頻繁に訪問を行う」という部分を業務委託するという考え方をとれば、ケースワーカーは使っていく側、コーディネートする側にもなりうる。また、年度でケースワーカーの半数が配置転換してしまう自治体の実情があるが複数年同じ人が担当することが、官民の連携で可能ではないかという示唆が得られた。(鴨崎委員)
- 横須賀市の特別養子縁組の取組では、3件の特別養子縁組が成立し、将来かかるはずであった500万円以上のコストが削減されるという効果が得られた。尼崎市のひきこもりの就労支援については、対象者20人中10人にポジティブな効果が見られ、就労に至るまでは時間が足りなかったものの、ニーズがあり、成果も出せるのではと考えている。(鴨崎委員)
- SIBが日本に広まるには現在いくつかの課題があるため、厚生労働省は平成29年度の予算要求にSIBのモデル事業を盛り込んでおり、さらに経産省でも来年度実際に投資家をいれて実施する予定である。(鴨崎委員)
- SIBで資本を提供する機関として、社会福祉法人があってもよいのではないか。(菊本委員)

- 地域の中で、こういった支援を行えば人が笑顔になるというプロセスを共有することが、寄附文化の醸成につながるのではないか。(櫛部委員)
- 釧路市は、2011 年から生活保護の自立支援プログラムについて、S R O I という評価指標を立てて実施してきた。ステークホルダーと当事者で話し合いをし、自立への認識を共有するコミュニケーションツールとして有効だったが、数字的信頼性は今後の課題という段階。資金が民間から出るか行政から出るかで評価も変わる。指標に目を奪われすぎると、プロセスの評価が抜けてしまうことになりかねない。この評価についての自治体の財政当局の納得は簡単ではない。(櫛部委員)
- 生活困窮者の支援にあたっては、保証人の不在が大きな課題となっている。就学する前の借入や、就職にあたっても保証人が必要である。そういう保証の仕組みを作るのに共同募金を使うなどできないだろうか。(櫛部委員)
- 共同募金活動の実施にあたっては相当なマンパワーが必要。お金もそうだが、みんな暇がない。共同募金にかかる人的コストと集まった資金を見なければいけない。誰がお金を集めるのかを考えると、地域を支えるのではなく、既に存在する地域力に乗っかって募金が行われている。共同募金のスキームは壮大すぎるが、小学校区等でもっとダイレクトに実施できないものか。むしろ地域力をないがしろにしているのではないか。これ以上〇〇募金委員などをやる人はいないだろう。(藤山委員)
- 財源確保の手法が複雑化しているが、それは進化と言えるのだろうか。誰がマネジメントを行うかを考えてほしい。(藤山委員)
- 介護サービスを行う社協を単に介護保険事業所と見なしている住民も多く、募金は社協のお茶代になっているのではないかと、何に使われているかわからないという住民側の思いがある。何に使われて、何に役立ったかがわからなければ募金額は減っていく一方ではないか。(前田委員)
- 募金を自治会で集めるのは大変で、一律の金額で集めている地域もあるが、経済的に困窮している家庭など、出せない家が出てきてしまっている。募金する側の納得感が必要で、何に使われるのかを明確化する必要がある。(前田委員)

(資金以外の寄附)

- 民間事業者から、子どもたちの居場所として場所が提供される例もあった。(片山委員)
- マクドナルドの店舗を、「地域の縁側」として活動させていただいたり、JA さ

がみと野菜の生産者からは、困窮者支援として、直売所で余った野菜を提供してもらい、子どもの学習支援事業と協力して子ども食堂を実施する仕組みも作った。(片山委員)

- 空き家、空き地の寄附などお金ではない地域の資源の提供も大切。環境・労働も含め、みんなで一緒に解決を図るために 10 年で 35 のプロジェクトを立ち上げてきた。(勝部委員)
- 社会福祉法人の社会福祉充実計画をうまく使えないかと思っている。地元に見える形で使うという意味で良いのではないか。(菊本委員)
- 地域活動には必ずお金が必要なものばかりではない、という視点を示したい。エリア内の小学校区で、地域の支え合いボランティアを目的としたニーズ及びシーズ調査を実施したところ、ちょっとした労力提供だけではなく、物の提供ならできる、この分野の講師はできる、開いている自宅の部屋を貸し出してくれる世帯などが見つかった。ボランティアという切り口での寄附の集め方もあるのではないかと気づきでもあった。(中委員)
- 福祉通貨、地域通貨もひとつの解決策ではないか。円にこだわらず、地域循環を循環させ、人の輪もつなげるという手法もある。地域通貨は、期間限定なら金融の問題も解決できる。また、岡山市のサロンなんだ村では、住民同士が得意なものを出し合う交換の仕組みを作っている。(福本委員)